

一般社団法人  
緒川生涯現役計画定款

平成28年4月1日 定款改訂

# 一般社団法人緒川生涯現役計画定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人緒川生涯現役計画と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県常陸大宮市下小瀬398番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の健康と生活の質の向上及び地域社会の発展と連携に努め地球的環境問題の理解を深め、その活動を推進する。

(運営の原則)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の健康の促進と生活の質の向上を実現推進するための事業
2. 地域社会の発展と連携を実現するための事業
3. 地域行政の推進する施策の勉強とこれとの連携を深めるための事業
4. 保育園の設置経営
5. 地域子育て支援拠点事業
6. 児童一時預かり事業
7. 放課後児童健全育成事業
8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- 一 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 会員は、別に定める退社届を提出することにより、任意でいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第8条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総正会員が同意したとき。
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たり、代表理事に事故があるときは当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、理事会の決議を必要とし、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - 一 会員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 定款の変更
  - 四 解散
  - 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の内 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

- 一 理事 6 名以上 10 名以内
- 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 理事は業務執行理事を兼務することができる

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会に於いて報告するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任され理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

役員報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによって支給しない。

2 役員には費用弁償することができる

3 前 2 項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員) 条項の追加

第 27 条 この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の経営する施設の業務執行理事（以下、園長とする）は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。
- 3 園長以外の職員は代表理事が任免する。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 定款の変更
- 五 別に定める定款細則に規定した項目

(招集)

第 30 条 理事会は代表理事が招集し、理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 2 代表理事は理事総数 3 分の 2 以上の理事、又は監査から招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(代表理事の職務の代理)

第 32 条 代表理事に事故ある時又は欠けた時は、代表理事があらかじめ指名する他の理事が、順次に代表理事の職務を代理する。

- 2 代表理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会に於いて選任する他の理事が代表理事の職務を代理する。

(議事録)

第 33 条 理事会の決議については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び選任した理事 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 45 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
引場 昭仁	茨城県常陸大宮市下小瀬 3 9 8 番地
引場 文子	茨城県常陸大宮市下小瀬 3 9 8 番地
引場 好子	茨城県常陸大宮市下小瀬 3 9 8 番地

(設立時理事及び代表理事)

第 46 条 この法人の設立時の理事及び代表理事は次のとおりとする。

設立時理事	引場 昭仁、引場 文子、桐原 彰、 栗田 久男、五位淵 粵、高倉 知行、 三村 勉、吉田 一成
設立時監事	藤井 耕市
設立時代表理事	引場 昭仁

(最初の事業年度)

第 47 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成 25 年 7 月 31 日までとする。

(付記) 平成 28 年 4 月 1 日 理事会承認後、定款の以下の条項を改訂する

- ・第5条 保育園事業を明確化する為に 4, 5, 6, 11, 12 項を削除
  - 4. 農産物の生産、加工及び販売の事業
  - 5. 農産物仕入、加工及び販売の事業
  - 6. 農作業受託の事業
  - 1 1. 不動産賃貸の事業
  - 1 2. 買物、清掃等の日常生活に資する行為を代行する事業
- ・第19条 理事を正会員に変更
- ・第20条 3項の変更
- ・第23条 一部加筆
- ・第26条 2.3項追加
- ・第27条 2.3項の追加 以下条番号の繰り上げ
- ・第29条 四.五 追加
- ・第30条 (招集) 2項変更
- ・第32条 条項の追加
- ・第33条 2項変更